



2024シーズン FIVESTARサポートカンパニー協賛契約

申込者（以下「甲」という。）と株式会社スポーツクラブ相模原（以下「乙」という。）とは、2024シーズン FIVESTARサポートカンパニー協賛（以下「本協賛」という。）に関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（権利内容）

第1条 乙は甲に対して、次の各号の権利を付与するものとする。甲は、公益財団法人日本サッカー協会並びに公益団法人日本プロサッカーリーグが主催する2024明治安田生命J3リーグ（以下「J3リーグ」という。）SC相模原主管試合（以下「ホームゲーム」という。）の公式戦がすべて中止にならない限り、第3条で定める本契約の料金の減額または返金がされないことを承諾する。1）本協賛1口につき乙の指定する試合のB自由席またはホームゴール裏芝生席のチケット4枚の提供（チケットは乙の指定する方法に従い、甲が取得する）

2）J3リーグSC相模原主管試合時、場外に設置するエントランスボードへの企業名または店舗名等の掲出。

3）乙の運営するホームページでの企業名または店舗名等の掲出。

4）乙の指定するオリジナルノベルティの提供。

5）SC相模原の「FIVESTARサポートカンパニー」としての呼称権。

6）本協賛5口以上の場合、J3リーグSC相模原主管試合時、場内大型ビジョンへの企業名または店舗名等の掲出

7）本協賛5口以上の場合、乙の指定する甲の企業名または店舗名等が入ったオリジナルノベルティの提供

8）本協賛5口以上の場合、乙がパートナーパーティーまたはそれに準ずる催事を開催する場合、乙の定める人数を招待する権利。

9）本協賛10口以上の場合、J3リーグSC相模原主管試合時に設置するノボリに企業名または店舗名等の掲出。

10）本協賛10口以上の場合FIVESTARサポートカンパニーオリジナルエンブレムの使用権。但し、甲は乙に対して、事前に書面（電子メールを含むものとし、以下同様とする。）により使用目的を通知し、乙により書面による事前の承諾を得ること。但し、通知後1週間以内に乙より承諾する旨の通知がない場合、乙は当該使用目的について承諾したものとする。

11）その他本協賛口数に応じた、乙の定める特典。



(契約期間)

第2条 本契約の有効期限は2024年2月1日から2025年1月31日とする。

(料金)

第3条 甲は、契約料として申込書記載の口数に応じた金額を乙が指定する日までに乙の指定口座へ支払うこととする。

(キャンセル)

第4条 甲は乙の指定する方法による申込み後、本契約のキャンセル・変更はできないものとする。

(精算義務)

第5条 第11条によって本契約が解除された場合、第3条で定める乙への支払済み金額のうち本契約解除日からの未経過期間分について日割り計算の上、乙は甲に返還するものとする。但し、乙は本契約締結時に本計算式に関する説明を甲に十分に行い、双方疑義がないように最大限努力するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本契約の内容及び本契約の履行により知り得た相手方に係る一切の情報について、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示してはならない。但し、次の各号の一つに該当する場合はこの限りではない。

- 1) 知得した時点で既に公知となっていた情報。
- 2) 知得した時点で自己が既に知っていた情報。
- 3) 知得後に自己の責めに帰することのできない事由により公知となった情報。
- 4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を伴わずに取得した情報。

(報告義務)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲に対し速やかに書面により報告するものとする。



- 1) 商号、代表者、本店所在地、または通知先を変更した場合。
 - 2) 株主等の資本構成に重大な変更があった場合。
- 2 乙は前項各号に定めるもののほか、甲から要請があった事項につき、速やかに甲に報告すると同時に、関連資料を提出するものとする。

(譲渡禁止)

第8条 甲は、乙の承諾を得ずして本契約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

- 2 乙がSC相模原の経営権等の全部または一部を第三者に譲渡する場合にも、甲の本契約に基づく諸権利に影響を与えないものとする。但し、甲の申し出により本契約を解除する場合には第5条の規定を準用する。

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲及び乙は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲または乙が、前項の規定に基づく表明・確約に違反した場合には、相手方は即時に本契約を解除することができるものとする。

(不可抗力免責)



第10条 甲または乙は、自己の合理的な支配が及ばない事由（以下「不可抗力」という。）

による本契約に基づく自己の義務の不履行または履行遅滞について、責任を負わない。不可抗力には天災、政府または政府機関および公益財団法人日本サッカー協会並びに公益社団法人プロサッカーリーグの行為、法律、規制または命令の遵守、火災、暴風雨、洪水もしくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない。）、反乱、革命もしくは暴動、またはストライキもしくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

（契約の解除）

第11条 甲または乙は、相手方に以下の事由が一つでも生じた場合には、何ら通知催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができる。なお、本条による解除は損害賠償の請求を妨げないものとする。

- 1) 本契約の各条の一つでも違反し、相手方より違反の事実を書面により指摘されたにもかかわらず、その指摘の日より30日以内に当該事実を治癒しなかった場合。
- 2) 自ら振り出し、または引き受けた手形または小切手が不渡りになる等、支払いが不能な状態になった場合。
- 3) 破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始または、特別清算開始の申し立てがあった場合。
- 4) 重要な財産について差し押さえ、仮差押または仮処分を受けた場合。
- 5) その他責務の履行が困難であると認めるにたりる相当の理由がある場合。
- 6) 第9条の内容に違反した場合。

（契約の協議）

第12条 甲及び乙は、経済情勢の変動等の諸事情により本契約の内容の変更の必要性が生じた場合、又は本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は規定に定めのない事項については、法令及び商慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決する。

（合意管轄裁判所）

第13条 本契約に係る一切の紛争については、原告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。